

福井市監査告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年1月31日

福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	堀	田	宏	憲
福井市監査委員	青	木	幹	雄
福井市監査委員	玉	村	正	人

1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

上下水道経営部

経営管理課及び上下水道サービス課

上下水道事業部

下水管路課（雨水対策室）及び下水施設課（集落排水管理事務所）・（下水施設管理事務所）

(2) 監査範囲

令和4年度及び5年度（9月末分まで）の財務事務及び事務事業等の執行状況

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、本市を取り巻く社会状況や市民ニーズに合致しているか。

(2) 経済的かつ効率的な事業実施に向け、各事業の取組について検証

を行っているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び実地調査を実施した。

(2) 監査の実施期間

令和5年11月2日から令和6年1月19日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。ただし、指摘事項として掲げた事項については、改善の必要があると認めたので、速やかに是正措置をとられたい。

(指摘事項)

公用車の破損について、保険適用の対象となれば公益社団法人全国市有物件災害共済会から修理費用が支払われる。

しかし、所管課は、破損に係る原因者・発生日時等が不明であるために保険適用の対象にならないと誤認し、保険金の請求をしていなかった。

今後は保険制度を十分理解の上、保険適用の対象となる場合には漏らさず請求されたい。

【上下水道経営部経営管理課】